

平成 27 年 2 月 23 日

企業会計基準委員会 御中

公益社団法人日本年金数理人会
公益社団法人日本アクチュアリー会

「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成 26 年 12 月 24 日に公表された「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に関しまして、下記のとおりコメントを提出いたします。

敬具

記

1 . 72-2 項について

72-2 項では、平成 24 年 1 月 31 日付の厚生労働省通知により厚生年金基金及び確定給付企業年金における財務諸表の表示方法の変更が行われた旨が述べられているが、厚生年金基金に関しては平成 26 年 3 月 24 日付の厚生労働省通知によっても変更が行われている。

一方で、72-2 項の「変更前」は平成 24 年 1 月 31 日付の通知の変更前のもの、「変更後」は平成 26 年 3 月 24 日付の通知の変更後のものとなっており、平成 24 年 1 月 31 日付の通知の変更が抜け落ちている(注)。決算期が 3 月の企業の場合、平成 27 年 3 月期末における開示は、平成 26 年 3 月期の厚生年金基金の財政決算を参照することが一般的と思われ、その財政決算における財務諸表の表示方法は、平成 24 年 1 月 31 日付の通知に基づくものと考えられるので、これに関する記述が必要となる。

(注)平成 24 年 1 月 31 日付の通知で「最低責任準備金(継続基準)」から、「最低責任準備金」および「最低責任準備金調整額」へ、平成 26 年 3 月 24 日付の通知で「最低責任準備金」および「最低責任準備金調整額」から、「最低責任準備金」へ、それぞれ変更されている。

2 . 112-2 項及び 119-2 項について

112-2 項では簡便法による退職給付債務の計算において、119-2 項では自社の負担に属する年金資産等の計算において、数理債務の額を用いる場合の留意事項を述べている。しか

し、厚生年金基金の数理債務には代行部分の給付に関する債務が含まれていないにもかかわらず、この記載があることで厚生年金基金において数理債務のみ考慮すれば足りるというような誤解が生じうると考えられる。

3. 「年金資産の額」について

65 項に示されている「年金資産の額」に、厚生年金基金が最低責任準備金の全部または一部を前納した場合における最低責任準備金前納金の額が含まれるか否かがはっきりしない。

最低責任準備金との関係を考えて、最低責任準備金前納金の額は「年金資産の額」に含まれることとなると考えられる。しかし最低責任準備金前納額が、退職給付会計基準における年金資産の定義を満たしているかは、必ずしも明らかでないように思える。

なお最低責任準備金の前納に関しては、実務対応報告第 22 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」で述べられている「将来の退職給付制度の見直し」に該当する重要な変更であると思われ、そのような観点からの議論が望まれる。

以上